

(議事録)

賃金室長補佐

令和4年度第1回埼玉県縫製業最低工賃専門部会を開催いたします。
なお、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、室長補佐である私が司会進行を務めさせていただきます。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

目次の読み上げは省略いたしますが、欠落等ありましたら後ほど事務局までお申しつけください。

続きまして定足数の確認をさせていただきます。

公益委員3名、家内労働者代表3名、委託者代表3名、合計9名となっております。

委員の3分の2以上が出席されていることから、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、北代労働基準部長からご挨拶申し上げます。

労働基準部長

労働基準部長の北代でございます。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

現在、埼玉県内には五つの最低工賃がございます。

資料No.6のページめくっていただきますと、一つは革靴製造業、一つは足袋製造業、一つは本日の縫製業、そして紙加工品製造業、電気機械器具製造業で、それぞれの最低工賃の改定の計画が資料の第14次最低工賃新設・改正計画で令和4年から向こう3年間の計画をしております。

本年度は、本日の縫製業と革靴製造、足袋製造業、来年度は紙加工品、再来年度は電気機械器具という形になっております。

本年度計画されております足袋製造業最低工賃につきましては、1月24日に専門部会を開催し、同日付で部会報告及び答申をいただきました。

本日の縫製業につきましては、足袋製造業と同様に昨年12月8日に開催されました令和4年度第1回埼玉地方労働審議会におきまして、埼玉労働局長から埼玉県縫製業最低工賃の改正決定の諮問がありました。それを受けまして本専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦等により皆様を任命させていただきました。任命通知については机に置いてありますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。

先日の足袋製造業は平成10年以來の改正ということで、本日の縫製業についてもほぼ同時期の平成11年以來の改正ということになり

ます。

その間、埼玉県最低賃金の上昇や、近年の物価高騰など考えますと、審議に難しい点も多いかと思いますが、真摯な議論を十分尽くしていただきまして、部会の報告の取りまとめにご協力をいただけたらと思っております。

本会の開催に当たりまして、簡単でございますけれども、本部会の冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐

続きます。委員のご紹介ですが、委員名簿の配布をもってご紹介に代えさせていただきます。

議題1ですが、各部部长及び部部长代理の選出についてです。

部部长は地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員の中から委員及び臨時委員が選挙する、と規定されています。

この会議に先立ちまして公益委員の皆様にご協議をいただきましたところ、部部长に野本委員というご推薦がありました。委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思います。推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金室長補佐

それでは、野本部部长、以後の議事進行をお願いします。

野本部部长

野本です。では、以後の進行について引継ぎます。

部部长の選出に続き、部部长代理を選出します。部部长代理については、地方労働審議会令第6条第6項において、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部部长があらかじめ指名する、と規定されていますので、部部长代理に金井委員を指名したいと思います。よろしいですか。

金井委員

よろしくをお願いします。

野本部部长

続いて議題の2、埼玉県縫製業最低工賃改正決定についてです。

本専門部会は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当するため、会議は非公開、議事録を公開とします。

ただし、個別協議中の議事録は作成しませんのでよろしくお願いいたします。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめご指名させていただきます。公益代表は私野本が、家内労働者側は柿沼委員、委託

者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

次に配布資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長

配布資料を説明させていただきます。

まず資料については、先程ご確認いただいたとおり資料No. 1 から資料No.15 までをご用意しており、次第の裏面が資料目次となっております。

資料No. 1 は委員名簿、資料No. 2 は地方労働審議会令、資料No. 3 が埼玉地方労働審議会運営規定となっております。

資料No. 4 は、令和 5 年 1 月 24 日開催の、埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会でご承認いただいた最低工賃専門部会運営規定であります。第 2 条の「専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する」との規定に基づき、本日は埼玉地方労働審議会埼玉県縫製業最低工賃専門部会運営規定として運営させていただきます。

資料No. 5、No. 6、No. 7 は今回の諮問に至る経緯等に係る資料ですが、これについては先程基準部長から説明がありましたので、省略させていただきます。

資料No.10 をご覧ください。調査審議の参考ということで家内労働実態調査を令和 3 年から令和 4 年にかけて行っており、その結果が資料No.10 でございます。

なぜ 2 年間に渡る調査となったかといいますと、令和 3 年の調査は、当時家内労働を委託していると把握していた委託者 159 事業所を対象に調査を行いました。これですと過去に委託を行って、一度委託を辞めたのち、再度委託を再開した委託者が対象から漏れてしまうためです。そのため委託を辞めたと把握している事業所に、委託を再開したか否かを調査し、再開した事業者に対して追加調査を行いました。再開した事業所が 7 事業所ありまして、これに令和 3 年調査で回答保留となっていた 34 事業所を追加した 41 事業所を対象に調査を行いました。それを令和 4 年の調査ということで、載せさせていただきました。

続きまして資料No.11 です。資料No.11 は最低工賃改定試算表として、何パーセント引き上げた場合に最低工賃がいくらになるかという額を表したものです。

この表の中に黒丸が打ってありますが、この黒丸は資料No.10 の家内労働実態調査の結果から、実際に支払われている工賃額の分布を表したものです。また、黄色の色分けは、実際に支払っている工賃の最低額までを黄色に色付けしており、例えば一番上の見返し端千鳥掛けの工程ですと、3%の引上げまでは影響ないが、4%の引上げだと支払い工賃を上げなければならないということになります。最低賃金の審議で用いる影響率、未満率をイメージして作成しまし

た。

資料No.12は委託事業所数及び家内労働者数の状況です。この数字からは、委託者数に横ばい、家内労働者数は減少傾向にあるようです。その下に参考で付けている事業所数等の推移については、令和2年分までの数値ですが、直近の令和2年は、全ての指標で前年より減少しています。

資料を戻っていただきまして、資料No.9は消費者物価指数の推移です。最低賃金の審議においても、この消費者物価指数を参考としておりますので、資料としました。グラフの表し方が難しいのですが、令和3年までは横軸のひとメモリは1年ですが、令和4年以降はひとメモリひと月になります。令和4年以降は急激な物価の上昇がありますので一年でまとめてしまいますと正確な数値が表せませんのでひと月をひとメモリとしました。令和4年以降のグラフの傾きは約12倍となりますので、急激な上昇となっていることがお分かりいただけるかと思えます。

最後の資料No.15に、縫製関係の最低工賃を定めている他の都府県との比較を参考として付けました。オレンジ色が埼玉と同じ工程で、埼玉より高い金額を赤で示しています。

なお、埼玉の10センチいくらの設定に対し、1着いくらか等で設定しているものについては比較できませんので、カッコ書きで表示しています。表の右端の3分の0や4分の2と示している部分ですが、例えば3分の0は同種の設定が3つあるうち、埼玉より高い設定は0であることを示しています。

資料の説明は以上となります。

この後、改正金額についてご審議いただきますが、発効日について、法定どおりとするか、或いは指定日発効とするかについてもご審議いただきたいと思えます。

なお、本日答申をいただき、その後異議申出がなかった場合、法定どおりでの最短発効日は4月23日日曜日の予定となります。

野本部長 今の説明について、質問等はございますか。

柿沼委員 最後の発効日と官報の関係ですが。通常でいけば4月23日ですが、実際に官報に掲載するタイミングがずれて、発効日が遅れてしまうことがあるということですか。

賃金室長 はい。

野本部長 本日は部長報告をまとめることを予定しておりますので、円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

まず、12月の最低工賃専門部会の設置を受けて、関係家内労働者及び委託者に対して意見の提出を求める公示を行っていますが、意見の提出はありましたか。

賃金室長 12月8日から28日までの間、公示を行いました。意見の提出はありませんでした。

野本部長 それでは、本日の協議形式ですが、全体協議からスタートして、いけるところまで行ってから個別協議に移行するという進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長 まず、全体協議を始める前に縫製業界の現状について、長谷川委員からご説明いただければと思います。

長谷川委員 はい。かなり以前から何百枚という数が多い品物は海外生産するという動きが出ており、国内に残っている仕事はロット数が少ないものになってしまっています。また、日本人の縫製業に就業する人は少なく、海外からの技能実習生が多いです。

毎年毎年、埼玉県の最低賃金が上がっており、請負工賃も連動して上がってくればいいのですがそうではありません。請負工賃を上げてくれるよう申出ても、他で安くやってくれるところがあるので、そちらに出すということになり、なかなか請負工賃が上がる状況になっていません。縫製業界は虫の息という感じです。

野本部長 長谷川委員に何か質問はございますか。

廣澤委員 補足しますと、縫製はマシンが主な機材になるので、電気代の高騰の影響を大きく受けています。

長谷川委員 電気代は、一時の倍位となっています。

金井委員 実習生に対する支払いと家内労働者に対する支払いの違いは。

長谷川委員 当社は、現在、家内労働者に仕事を発注していません。全て実習生の給料となっています。

金井委員 実習生には最低賃金を支払いますか。

長谷川委員 最低賃金を支払います。年数が3年或いは一時帰国してプラス2年というルールがあり、年金の支払いも全て行います。

野本部長 他にありますか。
そうでしたら、まず家内労働者側から意見をお聞きします。

柿沼委員 家内労働者側からとしましては、今日の配布資料の中にもありますがNo.14の家内労働法第13条の最低工賃の目的、位置付けからすれば最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないというところがベースとなると考えております。

そこから行きますと平成10年から改正されていない最低工賃は、平成10年の最低賃金と現在の最低賃金を比較すると約1.5倍となります。この法律の13条を踏まえると、資料No.11を見れば50%程度の引き上げをするのが本来均衡を考慮してということではあるべき姿かなと思っています。とはいうものの長谷川委員のお話の中で縫製業の実態をお聞きしましたし、我々としても縫製業が厳しい環境にあるということは捉えています。そこと家内労働で働いている方の生活を考慮して50%が本来であるものの、今回我々としては資料No.11で、できるだけ多くの方の工賃を上昇させたいということを加味しまして、20%まで各工賃を引き上げる必要があると考えております。

野本部長 続きまして、委託者側からの意見をお願いします。

廣澤委員 委託者側としましては、昭和の時代、縫製は基幹産業の一部をなしていたと思いますが、その後の外注、特に海外からの荒波を受けて、この間、最低工賃が上がらなかったから体力が増えたかというところむしろ逆だったというのが現状の認識です。ただ、昨今の消費者物価の上昇は経営者としては無視できない状況ですので、私どもとしましては9ページにあります11月の数字で古くなっていますが、7.5%を一つのベースとして提案させていただきたいと思います。

野本部長 家内労働者側20%の改正、委託者側は7.5%の改正と今の段階ではかなり開きがありますので、この後個別協議に入りたいと思います。
その前に委員の方から何かご意見はありますか。
無いようでしたら部会は一旦休憩といたします。

(個別協議)

野本部長 それでは、部会を再開したいと思います。

各委員の円滑な結論のとりまとめに協力をいただきまして感謝申し上げます。

埼玉県縫製業最低工賃については、引き上げ率 14%とした上で、各工程の工賃の 1 円未満を切り上げとすることで、結論に至ったということによろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長

それでは採決をさせていただきます。

埼玉県縫製業最低工賃を結論のとおり改正し、その発効日は法定どおりとする、ことについて賛成する委員は挙手をお願いします。

(全会一致)

野本部長

全会一致で議決したものと認めます。部会長報告案を配布してください。部会長報告案について事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

読み上げます。

案、令和 5 年 2 月 21 日、埼玉地方労働審議会会長荒居善雄殿、埼玉県縫製業最低工賃専門部会部会長野本夏生。

埼玉県縫製業最低工賃の改正決定について、報告。

当専門部会は、令和 4 年 12 月 8 日埼玉地方労働審議会において付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。職名については省略させていただきます。

記、公益代表委員、野本夏生、金井郁、鈴木奈穂美、
家内労働者代表委員、柿沼聡、平井孝史、松本聖和、
委託者代表委員、嶋田昌美、長谷川弘行、廣澤健一、

別紙、埼玉県縫製業最低工賃、1、適用する家内労働者、埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者、前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額、次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。

規格と金額の単位については、読み上げを一部省略させていただきます。

工程、
身返し端千鳥掛け、17 円、
身返し裏まつり、16 円、

身返し星入れ、16 円、
そで付け裏まつり、20 円、
そで口裏まつり、19 円、
ファスナー裏まつり、16 円、
襟付けまつり、19 円、
すそまつり、13 円、
ウエストまつり、12 円、
スナップ付け、24 円
カギホック付け、ウエスト用カギホックを付けるもの、27 円、
ウエスト用以外のカギホックを付けるもの、24 円、
根巻きボタン付け(2 本糸 2 回通しで根巻き 3 回以上のもの)、2 つ
穴又は 4 つ穴のボタンで、かつ、カボタンを付けるもの、22 円、
2 つ穴のボタンを付けるもの、15 円、
4 つ穴のボタンを付けるもの、16 円、
ボタン付け(根巻きボタン付けを除く)、2 つ穴又は 4 つ穴のボタン
を付けるもの、12 円、
すそうかし止め、12 円、
ベルト用糸ループ付け、18 円、
肩パット付け、36 円、
ベント×印しつけ、11 円、
プリーツ×印しつけ、10 円、
備考、上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費
並びに電力費を除くものとする。
4、効力発生の日、法定どおり
以上です。

野本部長 会長 　　ただ今、事務局から読み上げていただきました部会長報告案は、原
案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長 会長 　　原案のとおり、部会長報告書案が承認されましたので、案を消して
いただき本審議会に提出することといたします。
　　続いて、本専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規定第 12
条に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされているため、
答申案について事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長 　　案、令和 5 年 2 月 21 日、埼玉労働局局長久知良俊二殿、埼玉地方
労働審議会会長荒居善雄。
　　埼玉県縫製業最低工賃の改正決定について、答申。

当審議会は、令和4年12月8日付け埼労発基1208第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正するのが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記以下及び別紙についての読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

野本部長 事務局から答申案を読み上げていただきました。原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長 原案のとおり、承認されましたので案を消していただき、答申することといたします。

(答申文 手交)

労働基準部長 ただ今、答申を全会一致でいただきありがとうございました。本日は限られた短い時間の中でのご審議、感謝しております。この答申を受けまして事務局では最低工賃改正額の法定発効に向けて事務処理を進めてまいりますので引き続きよろしく申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

野本部長 議事4はその他です。まず、委員の皆様方から何かございますか。事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。
本日、答申をいただきましたので、今から異議申出の公示を行います。公示期間は、3月8日水曜日までとし、異議申出があった場合は異議審を開催し、再審議を行います。異議の申出がなかった場合、速やかに官報公示を行い、最短での効力発生日は4月23日、日曜日となる予定です。以上です。

野本部長 では、以上をもちまして、埼玉県縫製業最低工賃専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上